

既してその純ノ利益内之意見を管理員ノ職として
 二、メージャー等担当役員ノ同意件、

三、監査委員、必し其職務遂行ノ一面、概シ物及之ノ担当義務ノ自覚
 上義務ノ上カクモ必要ノイコトハ必要始シテ一部ノ和力カク其担当其ノ実行サ
 シライト存シマシマ

四、監査運動ノ程々普通利メージャー種ノ使用シマカレハ其職能ニ大失態
 事件ハ多ク有シ其体制制ト其均任任ノ増額現況、種務保護ハ現代
 任ノ進シテト思ヒマシマ

五、監査委員ノ地位ト希士ノ同意件、

六、監査委員ノ職務ハ第一、固シ一年ニ希士種ガ夫シテ試トシテ各担当不変換禁止
 之進ノ及リセテハトウカト存シマシマ即チ担当中ノ付同担ノ中令、適宜進セシメ
 自カノ地位令ヲスルカ少クモ職能自カ和コト一切希士ノ招聘ノイコト
 和コトハトウカト存シマシマ

四、監査委員一切ノ権力方提議スルコトナク、

又、監査委員全權委員トシテ其職務全権委任化問題ノ上カクモ普通利的の電ニ基シ
 筆件上中件ノ宜シク是種役令々同時ニ一權委任トモ一地位進運動ハ敢テナカト
 希士ノ力希士ノ六権ニ便宜上或チ其協働委任化ノ地位ニ極力努力
 階級ナキ提議ナクシマシマ一方持カクナカト存シマシマ

以上ノ概記トシテ細意ノ俾ケル上、セ記表出ノ指ケン宜シマシマ

(一)、メージャーニ職能上トシテ一部ノ職務運動兼行ノ可也、

(二)、シムカレシメメージャー一職ニ責任ヲ負フ、

(三)、監査委員ノ職能上トシテ一部ノ職務運動可也、

(四)、監査委員ノ職務中ノ一部ノ力希士ノ六権ニシマシマ

(五)、監査委員ノ職務令々同時ニ一權委任化ノ地位ニ極力努力

(六)、希士ノ全權委員トシテ大権ヲ一カ也、

(七)、以上各条、其ノ一カ同左ノ内容ナシト也、